

陸前高田市地域公共交通会議設置要綱の一部改正及び財務規程の制定について

1 趣旨

フィーダー系統確保維持計画認定に伴い、陸前高田市地域公共交通会議が国庫補助の対象事業者となることから、会計及び監査に係る規程を整備するため、陸前高田市地域公共交通会議設置要綱（平成25年度告示第90号）を一部改正するとともに、新たに財務規程を定めようとするもの。

2 改正する内容

改正前	改正後
<p>(庶務)</p> <p><u>第10</u> 交通会議の庶務は、市民協働部まちづくり推進課において処理する。</p> <p>(補則)</p> <p><u>第11</u> この要綱に定めるもののほか、交通鍵の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。</p>	<p><u>(監査)</u></p> <p><u>第10</u> 交通会議に監事2名を置き、会長が委嘱する。</p> <p><u>2</u> 交通会議の出納監査は、監事が行う。</p> <p><u>3</u> 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。</p> <p><u>(財務に関する事項)</u></p> <p><u>第11</u> 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(庶務)</p> <p><u>第12</u> 交通会議の庶務は、市民協働部まちづくり推進課において処理する。</p> <p>(補則)</p> <p><u>第13</u> この要綱に定めるもののほか、交通鍵の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。</p>

3 陸前高田市地域公共交通会議財務規程（案）について
資料1－2のとおり。

4 監事の委嘱について